

猪瀬直樹委員提出資料

(別納割引制度関係)

平成15年11月25日

料金別納割引制度の廃止、不正利用への損害賠償、新制度の内容等に関する質問

猪瀬直樹

2003年11月25日(火)

「別納制度にかかる会計検査院の指摘に関する資料」について

公団から提出された資料では不正利用のあった異業種組合に対して「約款上の措置として文書による警告や割引停止の通知を行っているところ」とある。

- 1、「文書による警告」を送付した組合数はいくつか？ 今回指摘された 71 組合で送付されなかった組合はあるか？
- 2、「割引停止の通知」をした組合数は 71 組合中いくつか？ 通知がある組合と無い組合がある場合は、どのような基準で区分したか示してほしい。
- 3、71 組合それぞれについて、割引停止の通知の有無、割引停止期間、平均利用月額を回答してほしい(記入フォーマットを送付する予定)。

きちんと「基本料金を民営化前に二割値下げ」を行って、利用者に還元してもらいたい

そもそも別納割引制度の利用を主たる目的とする事業協同組合は本来の趣旨から逸脱した存在である。いわゆる異業種組合の大半があてはまるが、「別納割引の利用だけが主な活動ではない。その他のさまざまな組合活動を行っており、存在理由がある」という異業種組合のタテマエを公団が容認してしまったことで、本来の趣旨から逸脱する組合に対して野放図に別納割引利用の既得権がばらまかれ、年間二千二百億円という巨額の損失を抱える事態を招いた。その問題点について、再三にわたり指摘してきた。

・ 「ETC 限定」ではなく、「すべての利用車を対象」に
「ETC 利用車に限る割引」ではなく、すべての利用車が使える基本料金の値下げを。

・ 大口利用者への特典は、マイレージ方式で還元なら不公正にならない。

トラック、バス、タクシーなど業務の性質から多頻度大口となる利用者にとっては、頻繁には利用しない一般利用者と較べて料金支払いの負担が重い。多頻度大口利用者に対する特典には、利用車ごとの利用距離に応じた割引がもっとも不公正が生じない方式ではないか。エアラインのマイレージ方式などを参考にしたらどうか。

- ・ 「割引」と「基本料金の値下げ」は同じではない。

「割引」は一定条件に合致する場合のみ適用される。「基本料金の値下げ」はすべての利用車に無条件に適用される。「基本料金の値下げ」を「割引」でごまかさないう、国交省と公団には誠実な対応を求める。

- ・ 「ETC 割引率の現行 13.8%を 20%に拡大」では、公団の儲けが増えるだけ。

別納廃止によって公団には逸失利益約二千二百億円が戻ってくる計算だ。これを基本料金の二割値下げではなく、「ETC 割引率の現行 13.8%を 20%に拡大」で代替するとしたら、対象が全利用車のわずか数%に絞られるため、公団が取り戻した二千二百億円が利用者に還元されきれずに、公団に利益増として残ることになる。別納廃止は公団の儲けを増やす目的ではなく、料金値下げによって利用者に還元するためであることを忘れないでほしい。

ETC プラザと新しい制度との関係について

ETC プラザとはなにか。任意団体ということだが、四公団及び国交省との取引高、職員数など概要を説明してほしい。